

# 東京都北区議会

平成 30 年第 4 回定例会で可決した意見書

- ・ライドシェア・白タク行為への規制強化を求める意見書

## ライドシェア・白タク行為への規制強化を求める意見書

タクシー市場特有の供給過剰対応をより効果的に進めながら、安全性やサービス水準の一層向上を目的とし、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(以下「改正タクシー特措法」)が、与野党共同提案の議員立法により賛成多数で可決・成立し、平成26年1月に施行された。

平成28年5月27日に、一の市町村の区域内における外国人観光旅行者のための交通手段の提供を主たる目的として自家用自動車により行われる運送手段を新規追加した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が参議院本会議で可決・成立し、その後、「いわゆるライドシェアの導入は認めないこと」などを盛り込んだ附帯決議が国会でも採択されている。

近年、白タク行為(道路運送法違反のタクシー類似行為)が横行し社会問題化している。

一方、政府においては、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、ライドシェア(自家用車で有償運送を行うサービス)を含めた検討を行っており、規制改革推進会議においても、ライドシェアを含めた議論がなされている。

このライドシェアについては、タクシー運転手に必要な二種免許の必要もなく「免許取得後1年以上経過」「認定講習の受講」の条件があるだけで、運転前のアルコールチェックの義務付けもされていない。ライドシェア解禁は、利用者の安心・安全に極めて大きな懸念があり、さらに、改正タクシー特措法の意義を損なうことが危惧されており、反対の声も強い。

また、運行管理や車両整備などについて責任の主体を置かないままに、旅客運送を有償で行うことは、安全確保、利用者の保護の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、以下の事項について現行法制度に基づき必要・適切な措置を講ずるよう強く要請する。

### 記

- 1、白タク行為に該当するようなライドシェアは、利用者の安心・安全に極めて大きな懸念があり、さらに、改正タクシー特措法の意義を損なうことが危惧されるため、十分慎重に対応すること。
- 2、道路運送法違反である白タク行為に対し、規制を強化し、合法化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月5日

東京都北区議会議長 榎本はじめ

衆議院議長 大島理森 殿  
参議院議長 伊達忠一 殿  
内閣総理大臣 安倍晋三 殿

総務大臣	石田真敏	殿
法務大臣	山下貴司	殿
国土交通大臣	石井啓一	殿
内閣府特命担当大臣(規制改革)	片山さつき	殿